

11	取卸しの際使用する貨物タンク及び管連断弁の取卸しに先立つ閉鎖 (注)		
12	取卸しの際使用する貨物タンク弁及び管連断弁の取卸しの完了時における閉鎖 (注)		

署名者は、上記の事項のほか、貨物油の取卸しの完了時において、すべての海水弁、船外排出弁、貨物タンクと管との連結部及びタンクの間の連結部が確実に閉鎖されたことを証明する。

記載日 担当職員 船長

注 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書1第20規則2(a)(iii), 第23規則及び第24規則に規定する弁 (これに類似する器具を含む。) について記入する。

(d)	貨物タンクへのバラストの積込み		
13	バラストを積み込んだタンクの識別記号		
14	バラストの積込みの開始の日及び開始時における船舶の位置		
15	貨物油管と分離バラスト管とを連結するための弁が使用されたときは、弁が(a)開放された日時及び(b)閉鎖された日時及び閉鎖時における船舶の位置		

署名者は、上記の事項のほか、バラストの積込みの完了時において、すべての海水弁、船外排出弁、貨物タンクと管との連結部及びタンクの間の連結部が確実に閉鎖されたことを証明する。

記載日 担当職員 船長

(e)	貨物タンクの洗浄		
16	洗浄したタンクの識別記号		
17	洗浄の日及び洗浄に要した時間		
18	洗浄方法 (注)		

記載日 担当職員 船長

注 ホースによる洗浄、機械による洗浄、化学洗剤による洗浄又はこれらを併用した洗浄のいずれであるかを明記すること。化学洗剤による洗浄の場合には、化学洗剤名及び使用量を記入すること。

(f) 汚れたバラストの排出

19	タンクの識別記号		
20	海洋への排出の開始の日及び開始時における船舶の位置		
21	海洋への排出の終了の日及び終了時における船舶の位置		
22	排出中の船舶の速力		
23	海洋に排出された量		
24	スロップ・タンクに移し捨てた汚濁水の量 (スロップ・タンクの識別記号を表示すること。)		
25	沿岸受入施設に排出した場合に、排出の日及び港		
26	夜間の排出は、行われたか、行われた場合には、排出に要した時間		
27	排出及び排出場所の海面の定量的監視は、続けられたか。		
28	排出場所の海面に油が視認されたか。		

記載日 担当職員 船長

(g)	スロップ・タンクからの水の排出		
29	スロップ・タンクの識別記号		
30	汚濁水を最後に入れてからのスロップ・タンクの時間、又は		

31	前回の排出からのセトソングの時間			
32	排出の開始の日時及び開始時における船舶の位置			
33	排出の開始時における内容物の総量			
34	排出の開始時における油水域界面の位置			
35	最終段階前における排出量及び排出速度			
36	最終段階における排出量及び排出速度			
37	排出の終了日時及び終了時における船舶の位置			
38	排出中の船舶の速力			
39	排出の終了時における油水域界面の位置			
40	夜間の排出は、行われたか。行われた場合には、排出に要した時間			
41	排出及び排出場所の海面の定期的監視は、続けられたか。			
42	排出場所の海面に油が視認されたか。			

記載日 担当職員 船 長

(b) 油性残留物の処分

43	タンクの識別記号			
44	各タンクから処分した量			
45	油性残留物の処分方法			
(a)	受入施設の利用			
(b)	貨物面との混合			
(c)	他のタンクへの移替え(タンクの識別記号を表示すること。)			

(d)	その他(方法を表示すること。)			
46	油性残留物の処分の日及び港			
記載日	担当職員 船 長			
(1)	貨物タンクに積載しているグリーン・バラストの排出			
47	グリーン・バラストの排出の開始の日及び開始時における船の位置			
48	グリーン・バラストを排出したタンクの識別記号			
49	タンクは、排出の完了時において空になったか。			
50	排出の完了時における船舶の位置(47の位置と異なる場合に記入する。)			
51	夜間の排出は、行われたか。行われた場合には、排出に要した時間			
52	排出及び排出場所の海面の定期的監視は、続けられたか。			
53	排出場所の海面に油が視認されたか。			

記載日 担当職員 船 長

(1) 油を含有する機関区域のヒルズの入港期間中における排出 (注)

54	港			
55	入港期間			
56	処分した量			
57	処分の日及び場所			
58	処分方法(油水分離器使用の有無を表示すること。)			

記載日.....担当職員.....船長.....

注 カンパが自動的に始動し、かつ、常に油水分離器を通じて排出される場合には、その日ごとに「油水分離器を通するオイルの自動的排出」と記入すれば足りる。

(k) 事故その他の理由による例外的な油の排出

59	排出の日時		
60	排出時における船舶の位置又は場所		
61	油の quantity 及び種類		
62	排出又は流失の状況及び原因並びに一般的記述		

記載日.....担当職員.....船長.....

(l) 船外への排出を行つているときに油排出監視制御装置は、作動を停止したかつたため。作動を停止した場合には、その日時及び修復の日時を記入し、かつ、作動の停止が設備に起因するものであるかないかを確認し、原因が判明した場合に は、原因を記入すること。

記載日.....担当職員.....船長.....

m) その他の操作及び一般的記述

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書I第十五規則(4)に定めるところにより運航する総トン数百五十トン未満の油タンカーについては、主管庁は、適当な油記録簿の様式を定めるものとする。

アスファルト運搬船については、主管庁は、この油記録簿の様式の(a)から(c)まで、(e)、(h)、(j)、(k)及び(m)を利用して別個の

附属書II

油記録簿の様式を定めることができる。

II 油タンカー以外の船舶用

油記録簿

船名.....年.....月.....日から.....年.....月.....日までの航程

(a) 燃料油タンクへのバラストの積込み又は燃料油タンクの洗浄

1	バラストを積み込んだタンクの識別記号		
2	タンクは、油の quantity があつた後に洗浄したか、しなかつたか。洗浄しなかつた場合には、タンクに積載してゐた油の種類		
3	洗浄の開始の日及び開始時に おける船舶の位置		
4	バラストの積込みの開始の日及び開始時に おける船舶の位置		

記載日.....担当職員.....船長.....

(b) 燃料油タンクからの汚れたバラスト又は洗浄水の排出

5	タンクの識別記号		
6	排出の開始の日及び開始時に おける船舶の位置		
7	排出の終了の日及び終了時に おける船舶の位置		
8	排出中の船舶の速度		
9	排出方法(受入施設への排出又は船内の設備を通する排出のいずれであるかを表示すること。)		
10	排出量		

記載日.....担当職員.....

(c) 油性残留物の処分

船 長

11 船内に保留した油性残留物の量		
12 油性残留物の処分方法		
(a) 受入施設の利用		
(b) 次に積み込む燃料との混合		
(c) 他のタンクへの移替え		
(d) その他（方法を表示すること。）		
13 油性残留物の処分の日及び港		

記載日

担当職員

船 長

(d) 油を含有する機関区域のベルジの入港期間中における排出（注）

14 港		
15 入港期間		
16 排出量		
17 排出の日及び場所		
18 排出方法		
(a) 油水分離器を通ずる排出		
(b) 油除去装置を通ずる排出		
(c) 油水分離器及び油除去装置を通ずる排出		
(d) 受入施設への排出		

記載日

担当職員

船 長

注 ボンバが自動的に始動し、かつ、常に油水分離器を通じて排出される場合には、その目ごとに「油水分離器を通ずるベルジの自動的排出」と記入すれば足りる。

(e) 事故その他の理由による例外的な油の排出

19 排出の日時

20 排出時における船舶の位置又は場所

21 油の概量及び種類

22 排出又は流失の状況及び原因並びに一般的記述

記載日

担当職員

船 長

(f) 船外への排出を行つているときに、油排出監視制御装置は作動を停止しなかつたため。作動を停止した場合には、その日時及び修復の日時を記入し、かつ、作動の停止が設備に起因するものであるかないかを確認し、原因が判明した場合には、原因を記入すること。

記載日

担当職員

船 長

(g) 総トン数4,000トン以上の新船

燃料油タンクにバラストを積載したことの有無

有/無

積載した場合には、タンクの識別記号及び汚れたバラストの排出方法を記入すること。

記載日

担当職員

船 長

(h) その他の操作及び一般的記述

記載日

担当職員

船 長

附屬書II ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則

第一規則 定義

定義

- この附屬書の適用上、
- (1) 「化学薬品タンカー」とは、主としてばら積みの有害液体物質を運送するために建造し又は改造した船舶をいい、附屬書Iに定義する「油タンカー」のうちばら積みの有害液体物質を貨物又は貨物の一部として運送するものを含む。
 - (2) 「クリーン・バラスト」とは、A類、B類、C類又はD類の物質を含有する貨物の積載があつた後に、この附屬書に定めるところにより、完全に清浄にし、残留物を排出し及び空にしたタンクに積載したバラストをいう。
 - (3) 「分離バラスト」とは、貨物管系及び燃料油管系から完全に分離されているタンクであつてバラストの積載のため又は関係附屬書に定義する油及び有害液体物質以外の貨物の積載のために常設されているものに積載したバラストをいう。
 - (4) 「最も近い陸地から」とは、附屬書I第一規則(9)に定義するところをいう。
 - (5) 「液体物質」とは、摂氏三十七・八度において、蒸気圧が一平方センチメートル当たり二・八キログラムを超えない物質をいう。
 - (6) 「有害液体物質」とは、付録IIに掲げる物質及び第三規則(4)の規定によりA類、B類、C類又はD類として暫定的に査定される物質をいう。
 - (7) 「特別海域」とは、海洋学上及び生態学上の条件並びに交通の特殊性に関連する認められた技術上の理由により、有害液体物質による海洋汚染の防止のため、特別の義務的な方法を採用することが要求される海域をいう。

一九七三年船舶汚染防止国際条約一九七八年議定書

適用

有害液体物質の分類及び表

- 特別海域は、次の海域とする。
- (a) パルティック海域
 - (b) 黒海海域
 - (8) 「パルティック海域」とは、附屬書I第十規則(1)(b)に定義するパルティック海域をいう。
 - (9) 「黒海海域」とは、附屬書I第十規則(1)(c)に定義する黒海海域をいう。

第二規則 適用

- (1) この附屬書は、別段の明文の規定がない限り、ばら積みの有害液体物質を運送するすべての船舶に適用する。
- (2) 附屬書Iの適用を受ける貨物が化学薬品タンカーの貨物区域に積載される場合には、当該化学薬品タンカーについては、同附屬書に定める関係要件も適用する。
- (3) 第十三規則の規定は、排出規制を目的としてA類、B類又はC類に分類された物質を運送する船舶にのみ適用する。

第三規則 有害液体物質の分類及び表

- (1) この附屬書(第十三規則の規定を除く。)の適用上、有害液体物質を次の四の分類に分ける。
 - (a) A類 タンクの浄化作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に、海洋資源若しくは人の健康に重大な危険をもたらし、海洋の快適性を著しく損ない又は他の適法な海洋の利用に重大な害を与えるため、厳格な汚染防止措置をとることが正当化される有害液体物質
 - (b) B類 タンクの浄化作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に、海洋資源若しくは人の健康に危険をもたらし、海洋の快適性を損ない又は他の適法な海洋

の利用に害を与えるため、特別な汚染防止措置をとることが正当化される有害液体物質

(c) C類 タンクの浄化作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に、海洋資源若しくは人の健康に軽微な危険をもたらし、海洋の快適性を若干損ない又は他の適法な海洋の利用に軽微な害を与えるため、特別な作業条件が要求される有害液体物質

(d) D類 タンクの浄化作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に、海洋資源若しくは人の健康に極微の危険をもたらし、海洋の快適性をわずかに損ない又は他の適法な海洋の利用に極微の害を与えるため、作業条件に若干の注意が要求される有害液体物質

(2) 有害液体物質の分類のための指針は、付録Ⅰに定める。
(3) この附属書の適用を受けるばら積みで運送される有害液体物質であつて(1)の規定による分類が行われているものは、付録Ⅱの表に掲げる。

(4) (1)の規定による分類又は第四規則(1)に定める評価が行われていない液体物質をばら積みで運送することについて申請があつた場合には、当該申請のあつた運送に係る有害液体物質の政府は、(2)という指針に基づき、当該申請のあつた運送に係る液体物質についてそれぞれ暫定的な査定を行い、共通の暫定的な査定について合意する。関係のある締約国の政府の間で完全な合意に達するまでは、当該液体物質は、関係のある締約国の政府の提示する条件のうち最も厳格なものに従つて運送する。関係主管庁は、当該液体物質の最初の運送の後九十日以内にできる限り速やかに、当該運送並びに当該液体物質及びその暫定的な査定の詳細を機関に通報するものと、機関は、締約国がその通報を了解し及び検討するよう、締約国に対しその通報を速やかに回章に付する。締約国の政府は、九十日以内に当該液体物質の査定に関する意見を機関に提出することができる。

無害と考
えられる
液体物質

有害液体
物質の排
出

第四規則 無害と考えられる液体物質

- (1) 付録Ⅲに掲げる物質は、タンクの浄化作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に人の健康、海洋資源、海洋の快適性又は他の適法な海洋の利用に害を与えないと現在考えられるため、第三規則(1)に定義するA類、B類、C類又はD類のいずれにも該当しないと評価される。
- (2) 付録Ⅲに掲げる物質のみを含有するビルジ、バラスト水その他の残留物又は混合物の排出については、この附属書に定めるいかなる要件も、適用しない。
- (3) クリーン・バラスト又は分離バラストの海洋への排出については、この附属書に定めるいかなる要件も、適用しない。

第五規則 有害液体物質の排出

(特別海域外におけるA類、B類及びC類の物質の排出並びにすべての海域におけるD類の物質の排出)

- (1) 第六規則の規定が適用される場合を除くほか、
第三規則(1)(a)に定義するA類の物質、A類の物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。これらの物質又は混合物を積載するタンクを洗浄する場合には、洗浄水は、当該物質の濃度が付録ⅡのⅢ欄に規定する当該物質の残存濃度以下となり、かつ、タンクが空になるまで、受入施設に排出する。その後タンクに残る残留物は、タンクの容積の少なくとも五パーセントに相当する量の水を加えて希釈をすることを条件として海洋に排出することができる。ただし、次のすべての条件を満たす場合に限る。
(a) 自航船にあつては七ノット以上、非自航船にあつては四

ノット以上の速力で航行中であること。

(b) 喫水線の下方において排出が行われること（海水取入口の位置を考慮する。）。

(c) 最も近い陸地から十二海里以上離れ、水深二十五メートル以上の場所において排出が行われること。

(2) 第三規則(1)(b)に定義されるB類の物質、B類の物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 自航船にあつては七ノット以上、非自航船にあつては四ノット以上の速力で航行中であること。

(b) 排出の方法及び設備が主管庁により承認されていること。この方法及び設備は、機関の作成する基準によるものでなければならず、また、船舶の航跡における当該物質の濃度が百万分の一を超えないような濃度及び排出速度を確保するものでなければならぬ。

(c) 各タンク（関連する管系を含む）から排出される貨物の最大量は、(b)に規定する方法により認められる最大量を超えないものであり、かつ、いかなる場合にも一立方メートル又は立方メートルで表したタンクの容積の三千分の一のいずれか大きい方の量を超えないものであること。

(d) 喫水線の下方において排出が行われること（海水取入口の位置を考慮する。）。

(e) 最も近い陸地から十二海里以上離れ、水深二十五メートル以上の場所において排出が行われること。

(3) 第三規則(1)(c)に定義するC類の物質、C類の物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件

を満たす場合は、この限りでない。

(a) 自航船にあつては七ノット以上、非自航船にあつては四ノット以上の速力で航行中であること。

(b) 排出の方法及び設備が主管庁により承認されていること。この方法及び設備は、機関の作成する基準によるものでなければならず、また、船舶の航跡における当該物質の濃度が百万分の十を超えないような濃度及び排出速度を確保するものでなければならぬ。

(c) 各タンク（関連する管系を含む）から排出される貨物の最大量は、(b)に規定する方法により認められる最大量を超えないものであり、かつ、いかなる場合にも、三立方メートル又は立方メートルで表したタンクの容積の千分の一のいずれか大きい方の量を超えないものであること。

(d) 喫水線の下方において排出が行われること（海水取入口の位置を考慮する。）。

(e) 最も近い陸地から十二海里以上離れ、水深二十五メートル以上の場所において排出が行われること。

(4) 第三規則(1)(d)に定義するD類の物質、D類の物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 自航船にあつては七ノット以上、非自航船にあつては四ノット以上の速力で航行中であること。

(b) 当該物質の水に対する比率が十分の一を超えない混合物であること。

(c) 最も近い陸地から十二海里以上離れた場所において排出が行われること。

(5) タンクから貨物残留物を除去するため、主管庁の承認する通風方法を使用することができる。この通風方法は、機関の

作成する基準によるものでなければならない。その後タンクの洗浄が必要である場合には、タンク洗浄水の海洋への排出は、(1)から(4)までに定めるところにより行う。

(6) 分類、暫定的な査定若しくは第四規則(1)の評価のいずれも行われていない物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。

(特別海域におけるA類、B類及びC類の物質の排出)
第六規則の規定が適用される場合を除くほか、

(7) 第三規則(1)(a)に定義されるA類の物質、A類の物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。これらの物質又は混合物を積載するタンクを洗浄する場合には、洗浄水は、当該物質の濃度が付録IIのIV欄に規定する当該物質の残存濃度以下となり、かつ、タンクが空になるまで、第七規則の規定により特別海域の沿岸国が設ける受入施設に排出する。その後タンクに残る残留物は、タンクの容積の少なくとも五パーセントに相当する量の水を加えて希釈することを条件として海洋に排出することができる。ただし、次のすべての条件を満たす場合に限り。

- (a) 自航船にあつては七ノット以上、非自航船にあつては四ノット以上の速力で航行中であること。
 - (b) 喫水線の下方において排出が行われること（海水取入口の位置を考慮する。）。
 - (c) 最も近い陸地から十二海里以上離れ、水深二十五メートル以上の場所において排出が行われること。
- (8) 第三規則(1)(b)に定義するB類の物質、B類の物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 取卸しの後、タンクの容積の少なくとも〇・五パーセントに相当する量の水で洗浄し、洗浄水をタンクが空になるまで受入施設に排出しなすこと。
 - (b) 自航船にあつては七ノット以上、非自航船にあつては四ノット以上の速力で航行中であること。
 - (c) 排出及び洗浄の方法及び設備は、機関の作成する基準によること。この方法及び設備は、機関の作成する基準によるものでなければならず、また、船舶の航跡における当該物質の濃度が百万分の一を超えないような濃度及び排出速度を確保するものでなければならぬ。
 - (d) 喫水線の下方において排出が行われること（海水取入口の位置を考慮する。）。
 - (e) 最も近い陸地から十二海里以上離れ、水深二十五メートル以上の場所において排出が行われること。
- (9) 第三規則(1)(c)に定義するC類の物質、C類の物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。
- (a) 自航船にあつては七ノット以上、非自航船にあつては四ノット以上の速力で航行中であること。
 - (b) 排出の方法及び設備が主管庁により承認されていること。この方法及び設備は、機関の作成する基準によるものでなければならず、また、船舶の航跡における当該物質の濃度が百万分の一を超えないような濃度及び排出速度を確保するものでなければならぬ。
 - (c) 各タンク（関連する管系を含む。）から排出される貨物の最大量は、(b)に規定する方法により認められる最大量

を超えないものであり、かつ、いかなる場合にも、一立方メートル又は立方メートルで表したタンクの容積の三千分の一のいずれか大きい方の量を超えないものであること。

(d) 喫水線の下方において排出が行われること（海水取入口の位置を考慮する。）。

(e) 最も近い陸地から十二海里以上離れ、水深二十五メートル以上の場所において排出が行われること。

(10) タンクから貨物残留物を除去するため、主管庁の承認する通風方法を使用することができる。この通風方法は、機関の作成する基準によるものでなければならぬ。その後タンクの洗浄が必要である場合には、タンク洗浄水の海洋への排出は、(7)から(9)までに定めるところにより行う。

(11) 分類、暫定的な査定若しくは第四規則(1)の評価のいずれも行われていない物質又はこれらの物質を含有するパラスト水、タンク洗浄水その他の残留物若しくは混合物の海洋への排出は、禁止する。

(12) この第五規則のいかなる規定も、B類又はC類の貨物残留物を船内に保留すること及びこれらの貨物残留物を(2)又は(3)に定めるところにより、特別海域外において排出することを禁止するものではない。

(13) (a) 特別海域のいずれかに接する海岸線を有する締約国の政府は、第七規則(1)に定める要件を満たし、かつ、当該特別海域について(7)から(10)までに定める要件が適用される日と合意の上定めるものとし、その日を少なくともその六箇月前までに機関に通報する。機関は、すべての締約国に対し、速やかにその日を通知する。

(b) この条約の効力発生の日が(a)の規定により定められる日よりも早い場合には、当該効力発生の日から(a)の規定により定められる日までの間は、(1)から(3)までの規定が適用される。

適用除外

第六規則 適用除外

第五規則の規定は、次の排出については、適用しない。

(a) 船舶の安全を確保し又は海上において人命を救助するために必要な有害液体物質又は有害液体物質を含有する混合物の海洋への排出

(b) 船舶又はその設備の損傷に起因する有害液体物質又は有害液体物質を含有する混合物の海洋への排出。ただし、次のことを条件とする。

(i) 損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し又は最小にするためすべての適当な措置がとられていること。

(ii) 船舶所有者又は船長が、損傷を生じさせる意図を有して又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれのあることを認識して行動することのなかつたこと。

(c) 特定の事件に対処することを目的として汚染による損害を最小にするために使用される有害液体物質又は有害液体物質を含有する混合物の海洋への排出であつて主管庁の承認するもの。この排出は、当該排出が予定される場所を管轄する政府の承認を受けなければならない。

第七規則 受入施設

受入施設

(1) 締約国の政府は、次に定めるところにより、自国の港、係留施設又は修理港を利用する船舶の必要に応じて、受入施設が設けられることを確保する。

(a) 貨物の積込み及び取卸しが行われる港及び係留施設は、この附属書の適用により処分のため船内に保留されることとなる有害液体物質を含有する残留物及び混合物を航海に不当な遅延を生じさせることなく受け入れるために十分な

施設を有しなければならない。

(b) 化学薬品タンカーの修理が行われる港は、有害液体物質を含有する残留物及び混合物を受け入れるために十分な施設を有しなければならない。

(2) 締約国の政府は、自国の領域内の貨物の積み及び取卸しが行われる港及び係留施設並びに修理が行われる港に(1)の規定により設けられる受入施設の種類の決定し、機関に通報する。

(3) 締約国は、(1)に規定する受入施設が不十分であるとの申立てがあつた場合には、その申立てを関係締約国に通知するため、機関に通報する。

第八規則 規制措置

(1) 締約国の政府は、この第八規則を実施するため、検査員の任命又は認可をする。

(すべての海域におけるA類の物質に対する規制)

(2) (a) タンクから貨物の一部を取り卸した場合又はすべての貨物の取卸しの後タンクを洗浄しない場合には、貨物記録簿に適当な記載を行う。

(b) その後、タンクが洗浄されるまでは、タンクについて行われるすべての吸排又は移替えの作業を貨物記録簿に記載する。

(3) タンクの洗浄

(a) タンク洗浄水は、検査員の採取する試料の分析により示されるA類の物質の濃度が付録IIに定めるA類の物質の残存濃度以下となるまで船舶から受入施設に排出する。当該残存濃度に達した時にタンクに残る洗浄水は、タンクが空になるまで引き続き受入施設に排出する。これらの作業については、貨物記録簿に適当な記載を行うものとし、記載

は、検査員により認証されなければならない。

(b) その後タンクに残る残留物は、タンクの容積の少なくとも五パーセントに相当する量の水を加えて希釈をした後は、第五規則(1)(a)から(c)まで又は同規則(7)(a)から(c)までに定めるところにより海洋に排出することができる。これらの作業については、貨物記録簿に適当な記載を行う。

(4) 寄港国である締約国の政府が、船舶の航海に不当な遅延を生じさせることなしには、A類の物質の濃度を測ることが実行可能でないと認める場合には、当該締約国は、次のことを条件として、(3)(a)の手続と同等の代替手続を認容することができる。

(a) タンク及びA類の物質の予備洗浄の方法が機関の作成する基準によるものであり、かつ、主管庁により承認されていること並びに当該締約国がその方法を付録IIに定める残存濃度の達成上第五規則(1)又は(7)の要件を満たすものであると認めること。

(b) 当該締約国から正当に権限を与えられた検査員が貨物記録簿において次のことを認証すること。

(i) タンク並びに関連するポンプ及び管系が空になっていること並びにタンクに残る貨物の量が(ii)に規定する予備洗浄の方法により認められる量以下であること。

(ii) 予備洗浄が、タンク及びA類の物質について主管庁の承認する方法により行われたこと。

(iii) (ii)に規定する予備洗浄により生ずるタンク洗浄水が受入施設に排出されたこと及びタンクが空になっていること。

(c) タンクに残る残留物の海洋への排出が(3)(b)に定めるところにより行われること及びこの排出について貨物記録簿に適当な記載が行われること。

(特別海域外におけるB類の物質に対する規制及びすべての海域におけるC類の物質に対する規制)

- (5) 船長は、特別海域外におけるB類の物質に対する規制又はすべての海域におけるC類の物質に対する規制に関し次の要件が満たされることを確保するものとし、この確保につき締約国の政府が必要と認める任命され又は認可された検査員による検査及び承認を受ける。
- (a) タンクから貨物の一部を取り卸した場合又はすべての貨物の取卸しの後タンクを洗浄しない場合には、貨物記録簿に適當な記載を行う。
- (b) 海上におけるタンクの洗浄
- (i) タンクの貨物用管系を空にするものとし、貨物記録簿に適當な記載を行う。
- (ii) タンクに残る物質の量は、特別海域外におけるB類の物質の排出の場合には第五規則(2)(c)の規定により当該物質を海洋に排出することのできる最大量を、すべての海域におけるC類の物質の排出の場合には同規則(3)(c)及び(9)(c)の規定により当該物質を海洋に排出することのできる最大量を超えてはならない。タンクに残る物質の量は、貨物記録簿に記載する。
- (iii) タンクに残る物質を海洋に排出する場合には、承認された方法に従い、かつ、当該物質を排出するために必要な希釈を行うものとし、貨物記録簿に適當な記載を行う。
- (iv) タンク洗浄水を海洋に排出せず船内において移し替える場合には、貨物記録簿に適當な記載を行う。
- (v) (iv)のタンク洗浄水のその後の海洋への排出は、海域及び物質の分類に応じ第五規則の要件に従つて行う。
- (c) 港におけるタンクの洗浄
- (i) タンク洗浄水を排出する場合には、受入施設に排出するものとし、貨物記録簿に適當な記載を行う。
- (ii) 受入施設に排出しないタンク洗浄水は、船内に保留す

るものとし、タンク洗浄水の位置及び量が明らかになるよう貨物記録簿に適當な記載を行う。

(d) 特別海域においてC類の物質を取り卸した後、船舶が特別海域外に出るまで残留物又はタンク洗浄水を船内に保留する場合には、船長は、貨物記録簿に適當な記載を行うことによりその旨を明示する。船舶が特別海域外に出た場合には、第五規則(3)の規定が適用される。

(特別海域におけるB類の物質に対する規制)

- (6) 船長は、特別海域外におけるB類の物質に対する規制に関し次の要件が満たされることを確保するものとし、この確保につき締約国の政府が必要と認める任命され又は認可された検査員による検査及び承認を受ける。
- (a) タンクから貨物の一部を取り卸した場合又はすべての貨物の取卸しの後タンクを洗浄しない場合には、貨物記録簿に適當な記載を行う。
- (b) その後、タンクが洗浄されるまでは、タンクについて行われるすべての吸排又は移替えの作業を貨物記録簿に記載する。
- (c) タンクを洗浄する場合には、タンクの容積の少なくとも〇・五パーセントに相当する量の水で洗浄する。タンク洗浄水は、タンク並びに関連するポンプ及び管系が空になるまで船舶から受入施設に排出するものとし、貨物記録簿に適當な記載を行う。
- (d) タンクを海上において更に洗浄し及び空にする場合には、船長は、次のことを確保する。
- (i) 第五規則(8)(c)の規定により承認された方法に従うこと及び貨物記録簿に適當な記載が行われること。
- (ii) 海洋へのいかなる排出も第五規則(8)の要件に従つて行われること及び貨物記録簿に適當な記載が行われること。

(e) 特別海域においてB類の物質を取り卸した後、船舶が特別海域外に出るまで残留物又はタンク洗浄水を船内に保留する場合、船長は、貨物記録簿に適当な記載を行うことによりその旨を明示する。船舶が特別海域外に出た場合には、第五規則(2)の規定が適用される。

(7) (すべての海域におけるD類の物質に対する規制)

(a) 船長は、D類の物質に対する規制に関し次の要件が満たされることを確保する。

(i) タンクから貨物の一部を取り卸した場合又はすべての貨物の取卸しの後タンクを洗浄しない場合には、貨物記録簿に適当な記載を行う。

(ii) 海上におけるタンクの洗浄

(i) タンクの貨物用管系を空にするものとし、貨物記録簿に適当な記載を行う。

(ii) タンクに残る物質を海洋に排出する場合には、当該物質を排出するために必要な希釈を行うものとし、貨物記録簿に適当な記載を行う。

(iii) タンク洗浄水を海洋に排出せず船内において移し替える場合には、貨物記録簿に適当な記載を行う。

(iv) (iii)のタンク洗浄水のその後の海洋への排出は、第五規則(4)の要件に従って行う。

(c) 港におけるタンクの洗浄

(i) タンク洗浄水を排出する場合には、受入施設に排出するものとし、貨物記録簿に適当な記載を行う。

(ii) 受入施設に排出しないタンク洗浄水は、船内に保留するものとし、タンク洗浄水の位置及び量が明らかに成るよう貨物記録簿に適当な記載を行う。

(8) (スロップ・タンクからの排出)

(i) 船内においてスロップ・タンクに保留されている残留物(ポンプ室のビルジを含む。)の排出に関しては、特別海域外

貨物記録簿

においてA類の物質を含有するものを排出する場合又は特別海域においてA類若しくはB類の物質を含有するものを排出する場合には、第五規則(1)、(7)又は(8)に定めるところにより受入施設に排出するものとし、貨物記録簿に適当な記載を行う。

(9) 船内においてスロップ・タンクに保留されている残留物(ポンプ室のビルジを含む。)の排出に関しては、特別海域外においてB類の物質を第五規則(2)(c)に定める最大量を超えて含有するものを排出する場合又はすべての海域においてC類の物質を同規則(3)(c)若しくは(9)(c)に定める最大量を超えて含有するものを排出する場合には、受入施設に排出するものとし、貨物記録簿に適当な記載を行う。

第九規則 貨物記録簿

(1) この附属書が適用される船舶には、付録IVに定める様式の貨物記録簿を船舶の公式の航海日誌の一部として又は他の態様で備える。

(2) 船舶において有害液体物質に関する次のいずれかの作業を行う場合には、各タンクについて貨物記録簿に必要事項を記載する。

- (i) 貨物の積み込み
- (ii) 貨物の取卸し
- (iii) 貨物の移替え
- (iv) 貨物の残留物又は貨物を含有する混合物のスロップ・タンクへの移替え
- (v) 貨物タンクの洗浄
- (vi) スロップ・タンクからの移替え
- (vii) 貨物タンクへのバラストの積み込み
- (viii) 汚れたバラストの移替え

- (ix) 第五規則に定めるところによる海洋への排出
- (3) 条約第八条及び第六規則に定める有害液体物質又は有害液体物質を含有する混合物の排出があつた場合には、故意による事故によるかを問わず、排出の状況及び理由を貨物記録簿に記載する。
- (4) この附属書の適用を受ける作業を監督するため締約国の政府により任命され又は認可された検査員は、監督を行つた場合には、貨物記録簿に適當な記載を行う。
- (5) (2)及び(3)に定める作業は、これらの作業に係るすべての必要事項が記載されるように貨物記録簿に遅滞なく完全に記録する。貨物記録簿の各項目には、各作業の担当職員が署名するものとし、船長がいる場合には各ページに船長が署名する。貨物記録簿は、旗国の公用語で記載するものとし、また、ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書（千九百七十三年）を備える船舶にあつては、旗国の公用語に加えて英語又はフランス語で記載する。記載の不一致がある場合には、旗国の公用語による記載が優先する。
- (6) 貨物記録簿は、容易に検査することのできるような場所に備えるものとし、乗組員のいない被えい航船の場合を除くほか、船内に備える。貨物記録簿は、最後の記載をした日の後二年間保存する。
- (7) 締約国の政府の権限のある当局は、この附属書の適用される船舶が当該締約国の港にある間は、その船舶に備えられている貨物記録簿を検査することができる。当該権限のある当局は、その貨物記録簿の記載の写しを作成することができるものとし、また、船長に対しその写しが当該貨物記録簿の記載の真正な写しであることを証明するよう要求することができ、このように作成された写しであつて貨物記録簿の記載の真正な写しであることを船長が証明したものは、いかなる訴訟手続においても、記載されている事実の証拠とすることができる。この(7)の規定に基づいて権限のある当局の行う貨

検査

物記録簿の検査及び証明された写しの作成は、航海に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

第十規則 検査

- (1) この附属書が適用されるばら積みの有害液体物質を運送する船舶は、次に定める検査を受ける。
- (a) 船舶の就航前又は第十一規則の要求する証書が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査には、この附属書が当該船舶に適用される限り、構造、設備、取付け物、配置及び材料の完全な検査を含める。この検査は、この附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。
- (b) 主管庁の定める五年を超えない間隔で行われる定期的検査。この検査は、構造、設備、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。ただし、第十二規則(2)又は(4)の規定によりばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書（千九百七十三年）の有効期間の延長がされる場合には、これに応じて定期的検査の間隔を延長することができる。
- (c) 主管庁の定める三十箇月を超えない間隔で行われる中間検査。この検査は、設備並びに関連するポンプ及び管系がこの附属書に定める関係要件に完全に適合しており、かつ、良好な作動状態にあることを確保するものでなければならない。この検査を行つた場合には、第十一規則の規定に基づいて発給されるばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書（千九百七十三年）に裏書をする。この附属書の実施に関する船舶の検査は、主管庁の職員が行う。もつとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己

の認定する団体に検査を委託することができる。主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証する。

- (3) この第十規則の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる構造、設備、取付け物、配置又は材料の重要な変更を行つてはならない。ただし、修理又は保守のためにこれらの設備又は取付け物を直接交換する場合を除く。

第十一規則 証書の発給

- (1) 第十規則の規定に基づく検査の完了後は、旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する船舶で有害液体物質を運送するものに対し、ばら積みのある有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書（千九百七十二年）を発給する。

- (2) 証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給する。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

- (3) (a) 締約国の政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この附属書に適合していることを認めるときは、当該船舶に対しこの附属書に基づいて証書を発給し又はその発給を認める。

- (b) 証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行つた主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

- (c) このようにして発給する証書には、証書が主管庁の要請に基づいて発給されるものである旨を記載する。この証書は、(1)の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

- (d) ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証

証書の有効期間

書（千九百七十三年）は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

- (4) 証書は、付録Vに定める様式により、発給する国の公用語で作成するものとし、使用される公用語が英語又はフランス語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。

第十二規則 証書の有効期間

- (1) ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書（千九百七十三年）は、(2)及び(4)に定める場合を除くほか、発給の日から五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について発給する。

- (2) 証書の有効期間の満了の時に船舶が旗国である締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設にない場合には、主管庁は、証書の有効期間の延長をすることができる。ただし、延長は、船舶が旗国又は検査がされる予定の国への航海を完了することができるようにするためにのみ、しかもそれが適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許可される。

- (3) (2)の規定に基づく証書の有効期間の延長は、五箇月を超えて行うことはできない。有効期間の延長がされた証書を備える船舶は、旗国又は検査がされる予定の港に到着したときは、新たに証書の発給を受けない限り、当該延長によつて旗国又は当該港を離れることはできない。

- (4) (2)の規定に基づく有効期間の延長がされていない証書については、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。

- (5) 主管庁の許可を受けることなくこの附属書の要求する構造、設備、取付け物、配置若しくは材料に重要な変更を行つた場合（修理又は保守のためにこれらの設備又は取付け物を

- 直接交換する場合を除く。又は第十規則(1)(c)の規定に基づいて主管庁の定める間隔で中間検査を受けなかった場合には、証書は、効力を失う。
- (6) (7)に定める場合を除くほか、船舶が他の国を旗国とするこ
となつた場合には、証書は、効力を失う。
- (7) 船舶が他の締約国を旗国とすることとなつた場合には、証書は、五箇月を経過する日又は主管庁がこれに代わる証書を発給する日のいずれか早い日まで効力を有する。船舶の旗国であつた締約国の政府は、できる限り速やかに、当該船舶が有していた証書の写し及び可能なときは検査の報告書の写しを主管庁に送付する。

第十三規則 事故による汚染を最小にするための要件

- (1) この附属書が適用されるばら積み有害液体物質を運送する船舶の設計、構造、設備及び運航は、有害液体物質の海洋への不測の排出を最小にするようなものでなければならぬ。
- (2) 締約国の政府は、(1)に定めるところにより、船舶の設計、構造、設備及び運航に関する詳細な要件を定め又はこれらの要件が定められるようにする。
- (3) 化学薬品タンカーについては、(2)に規定する要件には、少なくとも、機関が決議A二二(Ⅶ)において採択した危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則のすべての規定及び条約第十六条に定める附属書の付録の改正手続に従つて採択され、かつ、効力を生ずる同規則の改正を含める。

付録 I 有害液体物質の分類のための指針

A類 生体に蓄積し、かつ、水生生物又は人の健康に危険を

一九七三年船舶汚染防止国際条約一九七八年議定書

B類

もたらずおそれのある物質及び水生生物に対し高い毒性を有する物質(TL_m が百万分の一未満で有害度四とされているもの)並びに水生生物に対しある程度の毒性を有する物質(TL_m が百万分の一以上百万分の十未満のもので有害度三とされているもの)で危険性についての要素又は特性に特別な考慮が払われているもの

一週間以内の短い期間生体に蓄積する物質、海産食物を汚染するおそれのある物質及び水生生物に対しある程度の毒性を有する物質(TL_m が百万分の一以上百万分の十未満のもので有害度三とされているもの)並びに水生生物に対しわずかな毒性を有する物質(TL_m が百万分の十以上百万分の百未満のもので有害度二とされているもの)で危険性についての要素又は特性に特別な考慮が払われているもの

C類

水生生物に対しわずかな毒性を有する物質(TL_m が百万分の十以上百万分の百未満のもので有害度二とされているもの)及び水生生物に対しほとんど毒性を有しない物質(TL_m が百万分の百以上百万分の千未満のもので有害度一とされているもの)で危険性についての要素又は特性に特別な考慮が払われているもの

D類

水生生物に対しほとんど毒性を有しない物質(TL_m が百万分の百以上百万分の千未満のもので有害度一とされているもの)、高い生物化学的酸素要求量(BOD)を有し、かつ、沈澱して海底を覆う物質及び LD_{50} が一キログラム当たり五ミリグラム未満のため人の健康に重大な危険をもたらす物質並びに持続性、悪臭、毒性又は刺激性のため快速性をある程度損ない、かつ、海岸の使用を妨げるおそれのある物質並びに LD_{50} が一キログラム当たり五ミリグラム以上五十ミリグラム未満のため人の健康にある程度の

四六〇

第四規則の規定の適用上無害と考えられる液体物質

A類、B類、C類及びD類に分類されるもの以外の物質

付録Ⅱ ばら積みで運送される有害液体物質の表

物 質	国際連合 番号	第三規則 類	排出規制 の汚染成分	
			残 存 (重量パーセント)	濃 度
アセトアルデヒド	I	II	特別海域外	特別海域内
酢酸	一〇八九			
無水酢酸	一八四二			
アセトン	一七一五			
アセトキシアンヒドリン	一〇九〇			
塩化アセチル	一五四一			
アクトレイン	一七一七			
アクリル酸*	一〇九二		○・一	○・〇・五
アクリロニトリル	一〇九三			
アジポニトリル	—			
塩化アルキルベンゼン スルホン酸 (直鎖型)	—			
(分枝型)				
アリルアルコール	一〇九八			
アリルクロライド	一〇〇〇			
みょうばん(一五・一セ ントの溶液)	—			
アミノエチルエタノールア ミン(ハイドロキシエチルエチ レンジアミン)*	—			
液体アンモニア	—			
シートの水溶液)	(二八パーセ ント)			
酢酸アンモニル	一〇〇五			
酢酸イソアミル	一〇〇四			
酢酸ノルマルアミル	一〇〇四			
ノルマルアミルアルコール	—			

アニリン	一五四七
ベンゼン	一四
ベンジルアルコール	一七三八
塩化ベンジル	一一二三
酢酸ノルマルブチル	一二二四
酢酸第二ブチル	一一三
アクリル酸ノルマルブチル	—
酪酸ブチル*	—
ブチレンジリコール	—
メタクリル酸ブチル	一一九
ノルマルブチルアルデヒド	—
水酸化カルシウム (溶液)	—
しょう脳油	一一〇
二硫化炭素	一一三一
四塩化炭素	一八四六
苛性カリ (水酸化カリウム)	一八一四
クロロ酢酸	一七五〇
クロホルム	一八八八
クロロヒドリン	—
タロスルホン酸	一九九一
パラクロトルエン	一七五四
くえん酸(一〇パーセント― 二五パーセント)	—
クレオソート	一三三四
クレゾール酸	二〇二六
クレゾール	二〇二二
クアントンアルデヒド	一一四三
クメン	一一一八
シクロヘキサン	一一四五
シクロヘキサノール	—
シクロヘキサノン	一九一五
シクロヘキシルアミン*	—
パラシメン	—
(イソプロピルトルエン)*	二〇四六
デカヒドロナフタレン	一四七

D D D D D C C B A A A D B C C D B C C B A B D B B D D B D D D B D C C

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・